

# 食流機構

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

<https://www.ofsi.or.jp/>

2024

12月号

No.348

## I N D E X

- 巻頭言 ②
- 〈国土交通省〉  
トラックGメンを「トラック・物流Gメン」へ改組・拡充し、  
集中監視月間を実施します ④
- 〈警察庁〉  
道路交通法の一部を改正する法律の周知について ⑤
- 〈日本商工会議所〉  
LOBO（早期景気観測）10月調査結果が公表されました ⑥
- 全国卸売市場総覧WEB版 ⑥
- 〈商工中金〉  
「中小企業の事業承継に関する調査」の公表について ⑦
- 農林水産統計情報 ⑧

# 巻頭言

先日ドイツの連立政権が崩壊したというニュースが入ってきた。社会民主党を中心とした連立の一翼をになった自由民主党が連立を離脱することとなった。自由民主党のリントナー財務大臣が財政規律を重視する立場を変えず、景気停滞に悩むドイツ経済への財政出動を求めるショルツ首相率いる社民党と対立を深めた結果、ショルツ首相が財務大臣を解任したものである。その後の各党間のやり取りを経て12月16日に連邦議会における政府の信任投票を経て、来年の2月23日に連邦議会議員選挙が行われることが固まった。

一方我が国では先の衆議院選挙で与党が大敗し少数内閣が発足した。選挙後与党は連立を野党に呼びかけないとした。また、政策的に与党に比較的近いと見られており、従来から与党に是々非々で臨んでいた国民民主党、日本維新の会はいずれも与党との連立入りを明確に否定した。

自公が国民民主党などに連立を求めなかったことや、国民民主や維新が連立入りを拒否した事はそれなりの理由があり、おそらく双方にとって現在において最適な判断だと思ったのであろう。

特に連立入りが目された国民民主の場合、案件ごとに与党と協議するスタイルの方が今後参議院選挙を来年に控え党としての立場を有利に維持できるという考えがあったようである。また、政治と金の問題で与党、特に自民党を攻撃し対立する形で選挙を戦った党として、選挙後に直ちに自民党と連立を組む事は選挙民の反発を招くと恐れたものとも思われる。与党側もそのような国民民主の思惑をおもんばかりながら、あえて連立を求めなかったのではないか。

ただこのような政権与党や野党の対応は日本的といえば日本的であるが、国全体から見た場合にはたしてその利益に叶うのかどうか、国民に対する政治の安定を担保するという面でどうなのかという疑問は拭えない。

外国、特にヨーロッパの場合、選挙が終わった後に必ずといっていいほど連立協議が行われる。少数与党のままで船出をするということは滅多にない。常に連立政権を組んできているためにこれについては全く違和感がないし、選挙中に対立してきた党の間であっても連立を組むことをいとわず、むしろそれが必要だと認識されているからであろう。連立協議が延々と続いて数か月、場合によっては半年も新政権が発足しないこともある。上記のドイツの場合も2月の選挙後に連立協議が行われるのはほぼ確実である。

これに対して我が国の場合は与党が少数与党に転落しどの党も過半数をえなかったにもかかわらず与党からも野党第一党からも連立協議が直ちに始まらないと言う不思議なところがある。立憲民主党の野田代表は総理指名選挙で自分に投票してほしいと他の野党に呼びかけたが、これは連立を組もうということでもないらしい。

新しい内閣は主として国民民主党と政策案件ごとに協議をすることにした。まず臨時国会に提出される補正予算に関連し、経済対策について議論を開始した。この中にはいわゆる103万円の年収の壁の取り扱い、エネルギー減税も含まれる。

ただ、このような政策案件ごとの協議による政権運営はどうしても不安定なものとならざるを得ない。

少数与党という事態の影響は、特別国会の招集直前の与野党間の委員長ポストの配分の調整において直ちに現れている。与党側は17ある常任委員長ポストのうち7つを野党側に譲った。特に国会運営の中心的あるいは国会論戦の中心となる予算委員会を立憲民主党に譲らざるを得なかった。予算の成立は政権の行くえを左右する政権の最重要案件であり、立憲民主党が委員長ポストを取った事は予算成立に大きな影響力を発揮する可能性を手に入れたことになる。

このような少数与党による政権運営はわが国の憲政史上あまり例がなく、これから様々な試行錯誤が行われると思われる。いずれにしても、政局の不安定化は避けられない。特に外交面においてその影響は大きいと思われる。

アメリカでは11月5日の大統領選挙でトランプ元大統領が復活した。この政権がどのような安保政策や貿易政策を取るか世界中が注目している。我が国の隣には経済力、軍事力強化を急ぐ中国があり、実質的軍事同盟を組んだロシアと北朝鮮もひかえる。そういう中で少数与党として十分な重みを以て効果的な外交を展開できるかが問われている。

一部には、自公は少数与党になり政策運営で野党各党の意見を取り入れていかなければならないが、他方で野党側も国会運営や政策課題で審議引き延ばしや単に反対を唱えるだけでなく政策実現のための建設的な役割が求められるようになり、案外といい方向に向かうのではないかとの見方もある。最近の日経の世論調査では、与党が過半数割れして少数与党となったことを評価するものが8割にも達し、国民民主党が政策案件ごとに自民、公明の与党と協議する方針であることを評価するものが7割近くに上っている。これを見ると今回の枠組みは民意を反映しているのかもしれない。

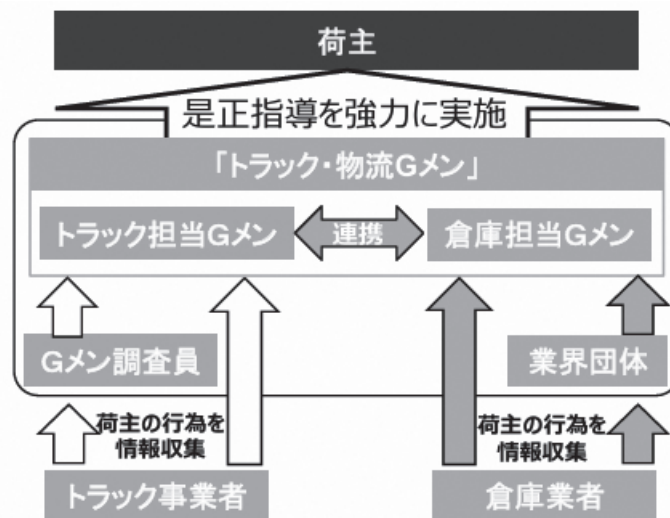
今次の総選挙の結果生まれた新しい政治の枠組みが有効に機能し、日本の政治がいい方向に向かうことを期待したい。

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構  
会長 村上秀徳

# 〈国土交通省〉トラックGメンを「トラック・物流Gメン」へ改組・拡充し、集中監視月間を実施します

～倉庫業者からも情報収集するとともに、体制を拡充し総勢 360 名規模で対応～

1. 国土交通省は、11月1日、本年11月及び12月を、Gメンによる集中監視月間とし、プッシュ型の情報収集等を実施し、適正な取引を阻害する疑いのある悪質な荷主等に対する監視を強化していくと発表しました。
2. 国土交通省の発表資料より抜粋したポイント
  - (1) 「トラック・物流Gメン」への改組・拡充
    - 令和5年7月に発足したトラックGメンは、これまでに荷主等に対して1,000件超の是正指導を行うなど、着実に成果を挙げてきている。
    - 荷待ち時間の削減等にあたり、倉庫業者の取組みは寄託者である発・着荷主の協力が必須であり、サプライチェーン全体の取引環境を適正化するために倉庫業者からの意見聴取や情報収集も必要な状況。
    - このような状況を踏まえ、本日11月1日より、情報収集機能の強化を図り物流産業全体の取引適正化を進めるため、トラックGメンを「トラック・物流Gメン」へ改組し、体制を拡充。
    - 具体的には、トラック・物流Gメンへの改組により、倉庫業者からもトラック事業者に対し違反原因行為をしている疑いのある悪質な荷主等についての情報収集を行うようにするとともに、体制について、現行162名のところ、地方運輸局等の物流を担当する部署の職員29名と、各都道府県のトラック協会が新たに設ける「Gメン調査員」166名を追加し、総勢360名規模（357名）で対応。併せて、倉庫業の業界団体においても情報収集窓口を設置し、地方運輸局等と連携し情報収集を行う。
  - (2) 「集中監視月間」の実施
    - 昨年に引き続き、本年11月及び12月を、Gメンによる集中監視月間とし、プッシュ型の情報収集等を実施し、適正な取引を阻害する疑いのある悪質な荷主等に対する監視を強化します。
    - 荷主、元請事業者等に対し、トラック事業者が関係法令を遵守して事業を遂行することができるよう荷主等が配慮することの重要性について理解を得るための周知・協力要請等の活動を実施します。
  - (3) 業務フローのイメージ



3. 詳細は、以下の国土交通省HPをご覧ください。  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01\\_hh\\_000832.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000832.html)



# 〈警察庁〉 道路交通法の一部を改正する法律の周知について

1. 11月1日より、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の一部が施行され、自転車の酒気帯び運転等及び自転車の運転中における携帯電話使用等に対する罰則が新たに整備されました。

施行前の道路交通法では、自転車の酒酔い運転（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転する行為）にのみに罰則が設けられており、自転車の酒気帯び運転（身体に、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で車両等を運転する行為）については罰則が設けられておりませんでした。

今回の改正により、自転車の酒気帯び運転のみならず、

○自転車の酒気帯び運転をすることとなるおそれがある者に対し、酒類や自転車を提供する行為（酒類提供・車両提供）

○自転車の酒気帯び運転が行われている自転車に同乗する行為（同乗）についても罰則の対象となりました。

2. この度の改正は、自転車運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加傾向であること及び自転車を酒気帯び状態で運転した際の交通事故が死亡・重傷事故となる場合が高いことから、交通事故を抑止するため新しく罰則規定が整備されたものです。

## （1）運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

ただし、停止中の操作は対象外です。

○違反者 6月以下の懲役または10万円以下の罰金

○交通の危険を生じさせた場合 1年以下の懲役または30万円以下の罰金

## （2）酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

○違反者 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

○自転車の提供者 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

○酒類の提供者・同乗者 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

## （3）「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

○自転車運転者講習制度とは

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせる恐れのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。

3. 詳細については、以下のHPをご覧ください。

○警察庁HP：道路交通法等の改正

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/law/index.html>

○警視庁HP：自転車に関する道路交通法の改正について

[https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/cycle\\_kaisei.html](https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/cycle_kaisei.html)

# 〈日本商工会議所〉 L O B O（早期景気観測） 10月調査結果が公表されました

1. 日本商工会議所は、10月31日に「業況DIは、物価高による消費低迷が続き、再び悪化。先行きは、長引く経営課題多く、力強さを欠く」と題した商工会議所LOBO調査（早期景気観測）結果を公表しました。

日本商工会議所では、各地商工会議所のネットワークを活用し、地域や中小企業が「肌で感じる足元の景況感」や「直面する経営課題」（採用、設備投資、賃金動向等）を全国ベースで毎月調査し、その結果を集計・公表しています。

2. 調査結果のポイントは以下のとおりです。

○全産業合計の業況DIは、▲17.2（前月比▲3.1ポイント）

・小売業は、消費者の買い控えが重く、悪化した。サービス業は、秋の行楽シーズンで宿泊業は堅調な一方、生活関連サービス等が下押しし、悪化した。

また、卸売業は、小売業・サービス業からの引き合い減少に加え、農畜産水産物関係では天候不順による価格高騰で収益悪化も見られ、悪化した。

建設業は、資材価格の高騰や住宅関連の受注不振で、悪化した。

製造業は、自動車関係がけん引し、改善したが、小幅に留まっている。

・原材料・電気代の高騰や最低賃金の引上げ等、コスト増が続いている。また、深刻な人手不足の中、人材確保に向けた賃上げ等を行っているものの、価格転嫁は十分に追いついておらず、中小企業の業況は再び悪化に転じた。

○先行き見通しDIは、▲15.1（今月比+2.1ポイント）

・電気・ガス代への補助などが見込まれる新たな経済対策や、高い賃上げに伴う冬の賞与増加による消費拡大への期待感がうかがえる。

・一方、長引く物価高の中、実質賃金が再びマイナス転換し、個人消費の低迷が景気回復の足かせとなっている。また、コスト増や人手不足、価格転嫁の遅れ等、経営課題は長期化しており、中小企業の先行きは力強さに欠ける。

3. 本調査に併せて実施された「コスト増加分の価格転嫁の動向」に関する付帯調査結果のポイントは以下のとおりです。

○価格協議が実施できた企業は7割超と依然高水準、4割以上の価格転嫁ができた企業は5割超

○労務費増加分を「4割以上価格転嫁」できた企業は36.8%と増加するも、依然として低水準

4. 詳細につきましては、以下の日本商工会議所のHPをご覧ください。

[https://cci-lobo.jcci.or.jp/survey\\_cat/price](https://cci-lobo.jcci.or.jp/survey_cat/price)

## 全国卸売市場総覧WEB版

本総覧には全国の中央卸売市場（64市場）および地方卸売市場（約900市場）の情報（卸売業者、資本金、取扱高、等）が網羅的に掲載されています。

記載内容は基本的にオープンデータに基づいています。関係情報等へのリンクも充実させていますので最新情報など詳細についてはリンク先HPをご参照ください。

どなたも簡単に閲覧できますので、ぜひお気軽にご活用ください。

URL : <https://www.ofsi.or.jp/wholesale-market/>



全国卸売  
市場総覧



## 〈商工中金〉

# 「中小企業の事業承継に関する調査」の公表について (中小企業設備投資動向調査2024年7月調査付帯調査)

1. 商工中金マーケティング部では、中小企業の設備投資動向に関する調査結果を夏・冬の年2回に分けて調査・公表していますが、2024年7月調査の付帯調査結果が10月30日に公表されました。

回答企業（製造業）1,511社のうち食料品分野は208社、回答企業（非製造業）3,197社のうち卸売分野は879社、小売分野は417社、飲食店・宿泊業分野は201社です。

2. 調査要旨は、以下のとおりです。

### (1) 現在の代表者の就任経緯

創業者・親族内承継が多数派だが、社内昇格、グループ会社から派遣、社外からの招聘といった本人、親族以外の就任経緯についても約15%あり。

### (2) 事業承継の意向

親族内承継が最も多く、約4割（方針が定まっている先に限れば約7割）を占めている。現在の代表者が就任した経緯と同様の方針を検討する比率が高い傾向にある。

### (3) 事業承継の懸念点

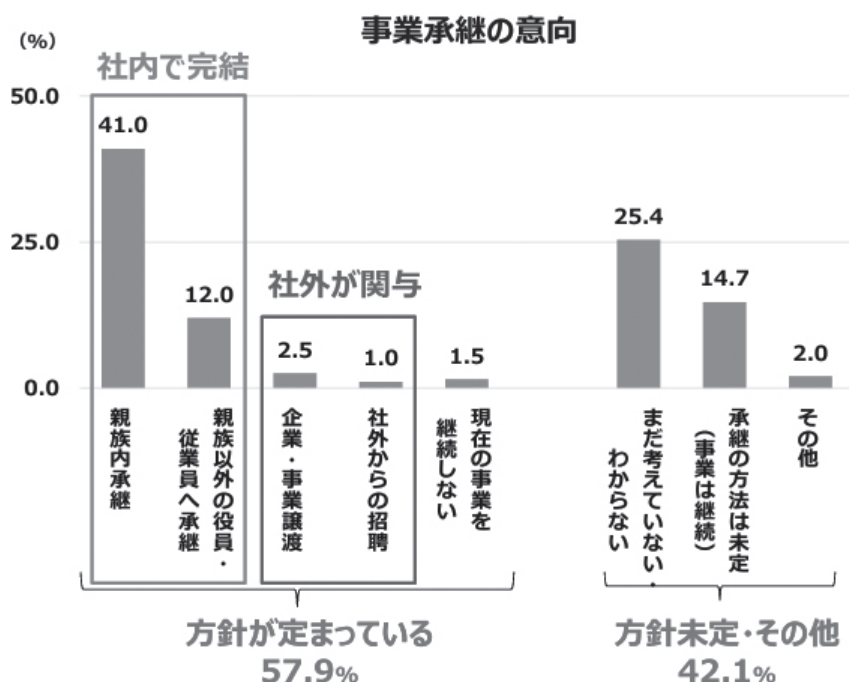
後継者の育成を挙げる先が最も多く、約6割にのぼる。

事業承継の意向について、企業・事業譲渡を想定している先は経営改善について懸念する比率が高く、借入金負担の大きさや債務保証の設定状況が企業・事業譲渡の足枷となっている可能性が示唆される。

### (4) 事業承継の相談相手

顧問会計士・税理士の比率が圧倒的に高く、次いで金融機関、経営コンサルタントと続く。

親族内承継や役員・従業員への承継といった社内で完結する事業承継については顧問会計士・税理士に、社外からの招聘や企業・事業譲渡といった社外への事業承継については金融機関やM&A専門会社にそれぞれ相談する比率が高い傾向。



3. 詳細については、以下の商工中金HPをご覧ください。

[https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr\\_241030\\_03.pdf](https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_241030_03.pdf)

# 農林水産統計情報

## 令和6年4月～令和7年3月までの公表予定より

([https://www.maff.go.jp/j/tokei/sokuhou/yotei/attach/pdf/index\\_nenkan\\_r6-5.pdf](https://www.maff.go.jp/j/tokei/sokuhou/yotei/attach/pdf/index_nenkan_r6-5.pdf))

農林水産省（大臣官房統計部及び各局庁等）が公表している農林水産統計について、12月に掲載予定されている生産・流通に関する資料名の一部を紹介します。

資料名	収録内容	担当課（室）
大臣官房統計部		
作物統計調査 令和6年産水陸稲の収穫量	水稲の全国・農業地域別・都道府県別の作付面積、10a当たり収量、収穫量並びに陸稲の全国・主産県別の作付面積、10a当たり収量及び収穫量	生産流通消費統計課
農業経営統計調査 令和5年農業経営体の経営収支	営農類型別の1農業経営体当たりの農業粗収益、農業経営費、農業所得、営業利益等（全農業経営体、個人経営体、法人経営体）	経営・構造統計課
令和5年農業総産出額及び生産農業所得（全国）	部門別農業総産出額等	経営・構造統計課
令和5年農業産出額及び生産農業所得（都道府県別）	農業地域別・都道府県別の部門別農業産出額等	経営・構造統計課
作物統計調査 令和6年産なたね（子実用）の作付面積及び収穫量	全国・農業地域別・都道府県別の作付面積、10a当たり収量及び収穫量	生産流通消費統計課
経 営 局		
農業経営改善計画の営農類型別等の認定状況（令和5年3月末現在）	認定農業者の認定状況、農業経営改善計画の営農類型別等の認定状況（ブロック別、年齢構成別）	経営政策課
令和4年農地の移動と転用（農地の権利移動・借賃等調査結果）	全国の農地等の権利移動及び転用の状況	農地政策課

### 編集後記

▶ 先日、人間ドックの検査終了後の先生との面談の中で、一部の数値が「ギリギリセーフです」と言われました。「運動すれば多分ほとんどが解消されると思いますよ」とも。更にその数日後、1年ぶりに帰国した古い友人に「ダイエットするって言ってたけど、去年から全然変わってないよね?」と言われてしまいました。

あれから2週間、壊れていた体重計を買い替え、週に2-3回最低2駅分のウォーキングを心がけています。来年の人間ドックと友人の帰国まで続けられるといいのですが。(S)

編集

食流機構 ◆2024年12月号/通巻348号 ◆令和6年12月1日発行

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構  
〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル 6F  
☎ 03-5809-2175 📠 03-5809-2183  
✉ ofsi@ofsi.or.jp 🌐 <https://www.ofsi.or.jp/>

☐総務部 ☎ 03-5809-2175  
☐業務部 ☎ 03-5809-2176

▼再生紙を使用しています。